

第12章 参考資料・関連資料

規約、規程、要綱、申し合わせ事項等

- (1) 桑名市・多度町・長島町合併協議会規約
- (2) 桑名市・多度町・長島町合併協議会幹事会規程
- (3) 桑名市・多度町・長島町合併協議会専門部会規程
- (4) 桑名市・多度町・長島町合併協議会分科会規程
- (5) 桑名市・多度町・長島町合併協議会事務局規程
- (6) 桑名市・多度町・長島町合併協議会予算事務規程
- (7) 桑名市・多度町・長島町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- (8) 新市建設計画策定小委員会規程
- (9) 新市名称候補選定小委員会規程
- (10) 桑名市・多度町・長島町合併協議会会議運営規程
- (11) 桑名市・多度町・長島町合併協議会会議傍聴要綱
- (12) 桑名市・多度町・長島町合併協議会会議録等の公開に関する要綱
- (13) 桑名市・多度町・長島町合併協議会会議運営申し合わせ事項

合併（廃置分合）に関する議案関係

- (1) 桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の配置分合について
- (2) 桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の配置分合に伴う財産処分に関する協議について
- (3) 桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の配置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について
- (4) 桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の配置分合に伴う経過措置に関する協議について
- (5) 桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の配置分合に伴い新たに設置される市における地域審議会の設置に関する協議について

合併申請

新市建設計画（概要版）

合併協定書

規約、規程、要綱、申し合わせ事項等

桑名市・多度町・長島町合併協議会規約

(設置)

第1条 桑名市、多度町及び長島町(以下「1市2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 この合併協議会は、桑名市・多度町・長島町合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議
- (2) 1市2町の合併に伴う新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、1市2町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市2町の長が協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者(前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 1市2町の長
- (2) 1市2町の議会の議長及び副議長
- (3) 1市2町の議会が選出する議員各1人
- (4) 1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者11人以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて 1 市 2 町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 12 条 協議会は、所掌事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第 13 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 第 3 条各号に掲げる事務を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、1 市 2 町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 15 条 協議会の経費は、1 市 2 町で均等に負担するものとする。

2 1 市 2 町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 17 条 協議会の出納の監査は、1 市 2 町の長が協議して定めた者を監査委員に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 18 条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成15年2月1日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

桑名市・多度町・長島町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桑名市・多度町・長島町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第3項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、桑名市・多度町・長島町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事務を行う。

(1) 桑名市・多度町・長島町合併協議会(以下「協議会」という。)への提案事項に関すること。

(2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。

(3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(幹事)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選により選出する。

(1) 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

(2) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第14条に定める事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか幹事会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

桑名市・多度町・長島町合併協議会幹事会幹事

桑名市	多度町	長島町	三重県
市長公室長	総務部長	総務部長	北勢県民局副局長（桑名駐在）
総務部長	総務課長	総務課長	北勢県民局行財政特命担当監
政策課長	合併推進室長	合併推進室長	
合併推進室長			

桑名市・多度町・長島町合併協議会専門部会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、桑名市・多度町・長島町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第3項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、桑名市・多度町・長島町合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の依頼を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、部会員をもって組織する。

2 部会員は、構成市町の長が関係市町職員の中から指名した者をもって充てる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

3 専門部会は、必要に応じ分科会を設置することができる。

（役員）

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、規約第14条に定める事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

桑名市・多度町・長島町合併協議会分科会規程

(設置)

第1条 桑名市・多度町・長島町合併協議会専門部会規程(以下「規程」という。)第3条第3項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に分科会を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、専門部会部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、規程第2条に掲げる専門部会の事務を補助するための協議及び資料の調整などを行う。

(組織)

第3条 分科会は、委員をもって組織する。

2 委員は、各部会長が関係市町の職員の中から指名した者をもって充てる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(役員)

第4条 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、所属する部会長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 分科会の庶務は、分科会長の属する 1 市 2 町の担当部門が行う。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 2 月 1 日から施行する。

桑名市・多度町・長島町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、桑名市・多度町・長島町合併協議会規約第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会 (以下「協議会」という。) の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の事務局 (以下「事務局」という。) は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第 3 条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。
2 班の分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員等)

第 4 条 事務局に局長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて三重県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

3 局長は、協議会の会長 (以下「会長」という。) が任命する。

(職員の職務)

第 5 条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 その他の職員は、局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第 6 条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局が重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 局長の専決事項については、会長の属する市町の例による。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関して必要な事項については、会長の属する市町の例による。

(公印の取扱い)

第9条 公印の名称、形式、寸法、保管者及び用途は別表第2のとおりとする。

2 公印の管理に関する事務は、局長が統括する。

3 公印の取扱いについては、会長の属する市町の例による。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市町の例による。

(職員の給与等)

第10条 職員の給与等については、それぞれ所属する市町の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市町の例により、協議会の予算において支給するものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

桑名市・多度町・長島町合併協議会事務局分掌事務

総務班

- (1) 庶務及び会計に関すること。
- (2) 研修及び啓発に関すること。
- (3) 合併の諸手続に関すること。
- (4) 協議会の会議に関すること。
- (5) 合併に関する資料の編纂・調整等に関すること。
- (6) 国及び三重県との連絡調整に関すること。
- (7) 協議会予算に関すること。
- (8) その他他の班に属さないこと。

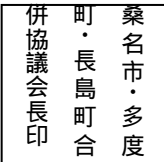
計画班

- (1) 新市建設計画に関すること。
- (2) 三重県の事業量調査に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) 新市情報システムの一元化に関すること。
- (5) 新市情報ネットワークの統合に関すること。

調整班

- (1) 各種事務事業調整及びそれに伴う1市2町間の調整に関すること。
- (2) 事務事業現況実態調査に関すること。
- (3) 新市例規の整備に関すること。

別表第2(第9条関係)

公印の名称	形式	寸法(mm)	保管者	用途
桑名市・多度町・長島町合併協議会長印		24×24	事務局長	会長名をもってする文書

桑名市・多度町・長島町合併協議会予算事務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桑名市・多度町・長島町合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会(以下「協議会」という。)の予算に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第15条第1項の規定に基づく構成市町の負担金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 6 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用)

第 7 条 会長は歳出予算の流用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 2 月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の予算に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回の」と読み替えるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費

桑名市・多度町・長島町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桑名市・多度町・長島町合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額6,700円とする。ただし、構成市町の長その他の常勤職員及び地方公共団体の職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために構成市町以外の区域に出張したときは、費用弁償として会長の属する市町の例により、旅費等を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか、協議会委員等に支給する旅費等については、会長の属する市町の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

新市建設計画策定小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桑名市・多度町・長島町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第1項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会(以下「協議会」という。)の新市建設計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について、調査、審議等をするものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 1市2町の助役あるいは収入役
- (2) 1市2町の議会の議長
- (3) 1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者7人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて随時開催する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同により、非公開とすることができる。

6 会議の傍聴については、桑名市・多度町・長島町合併協議会会議傍聴要綱を準用する。この場合において、同要綱中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第14条に定める協議会の事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償の額)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、桑名市・多度町・長島町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は、会長が協議会の会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月17日から施行する。

新市名称候補選定小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桑名市・多度町・長島町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第1項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会(以下「協議会」という。)の新市名称候補選定小委員会(以下「小委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について、調査、審議等をするものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(4) 1市2町の助役あるいは収入役

(5) 1市2町の議会が選出する議員各1人

(6) 1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者3人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて随時開催する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同により、非公開とすることができる。

6 会議の傍聴については、桑名市・多度町・長島町合併協議会会議傍聴要綱を準用する。この場合において、同要綱中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第14条に定める協議会の事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償の額)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、桑名市・多度町・長島町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は、会長が協議会の会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月28日から施行する。

桑名市・多度町・長島町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桑名市・多度町・長島町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長及び委員の責務)

第3条 議長は、その職にあたり、迅速かつ能率的に会議を運営するように努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議録の調製等)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録の署名する委員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開するものとする。

2 前項の規定による公開は、会長が別に定める。

(傍聴)

第7条 公開の会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(規律)

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月17日から施行する。

桑名市・多度町・長島町合併協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桑名市・多度町・長島町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、報道を業とする者(以下「報道関係者」という。)及びその他の傍聴人(以下「一般傍聴人」という。)とする。

2 会議の一般傍聴人の定員は、20人とする。

(傍聴の手続)

第4条 報道関係者は、桑名市・多度町・長島町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局において、報道関係者受付簿(様式第1号その1)に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名等を記入の上、報道機関傍聴証(様式第2号その1)の交付を受けなければならない。

2 一般傍聴人は、協議会の事務局において、一般傍聴人受付簿(様式第1号その2)に住所及び氏名等を記入の上、一般傍聴証(様式第2号その2)の交付を受けなければならない。

3 前項の規定による一般傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条第2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

4 報道関係者傍聴証及び一般傍聴証(以下「傍聴証」という。)の交付を受けた者は、傍聴証に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(5) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(6) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(7) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(8) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長(以下「会長」という。)の許可を得た者を除く。

(9) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(10) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(11) 酒気を帯びていると認められる者

(12) 異様な服装をしている者

(13) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑など会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月17日から施行する。

様式第1号その1 (第3条関係)		平成 年 月 日	
平成 年 第 回			
桑名市・多度町・長島町合併協議会報道関係者受付簿			
番号	報道機関 住所	名称	傍聴しようとする者 氏名
			備考

様式第1号その2 (第3条関係)		平成 年 月 日	
平成 年 第 回			
桑名市・多度町・長島町合併協議会一般傍聴人受付簿			
番号	住所	氏名	年齢
			備考

様式第2号その1 (第3条関係)
平成 年 月 日
報道関係者傍聴証
第 号
桑名市・多度町・長島町合併協議会長

様式第2号その2 (第3条関係)
平成 年 月 日
一般傍聴証
第 号
桑名市・多度町・長島町合併協議会長

桑名市・多度町・長島町協議会会議録等の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桑名市・多度町・長島町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の請求)

第2条 何人も、会議録等の公開を請求することができる。

2 公開の請求は、会議録等公開申出書(別記様式)に必要な事項を記載して提出することにより行うものとする。

(公開に供する会議録等)

第3条 公開に供する会議録は、当該文書の写しとする。ただし、会議資料については、この限りでない。

(公開の場所及び時間)

第4条 公開に供する場所は、協議会事務局及び協議会を構成する1市2町の指定する場所とし、その時間は、当該公開に供する場所の執務時間内とする。

(会議録の複写等)

第5条 会議録の複写の方法は、筆記に限るものとする。

ただし、会議資料で特に指定するものについては、この限りではない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議録等の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月17日から施行する。

別記様式(第2条関係)	
会議録等公開申出書	
平成 年 月 日	
桑名市・多度町・長島町合併協議会会長 様	
申出者 住 所	
氏 名	
桑名市・多度町・長島町合併協議会会議録等の公開を請求したいので、下記のとおり申し出ます。	
記	
1 公開希望日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 時 分
2 公開希望文書	(1) 会議の名称 (2) 文書の種類 会議録 会議資料
3 公開請求の目的	協議会の協議状況を把握するため 協議会の協議状況を広報するため 合併についての論議資料とするため その他() (該当するところをチェックしてください。)

桑名市・多度町・長島町合併協議会会議運営申し合わせ事項

1 議事の進行

議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

2 会議の定例開催

会議の開催日、開催時刻及び開催場所は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第1火曜日
- (2) 開催時間 午後1時30分から
- (3) 開催場所 構成市町持ち回り

3 事前提案の原則

協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

【例】

第1回協議会
提案(A)

第2回協議会
確認【継続協議】(A)
提案(B)

第3回協議会
確認【継続協議】(B)
提案(C)

4 会議録の調製

協議会会議の内容は、全文記録を行い、会議録を調製するものとする。この会議録は公開するものとする。

5 傍聴の取り扱い

協議会及び小委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

6 資料等の取り扱い

会議の資料は、会議資料と附属資料とに分類し、会議資料については、傍聴者に対しても配布するものとする。

附属資料については、閲覧資料とするものとする。